

「訪問型サービス」の基準・単価 総括表（サービスA）

		多様なサービス		
		介護予防型訪問（サービスA）		
		緩和した基準によるサービス		
対象		要支援1・2 及び 基本チェックリスト該当者(事業対象者)		
		介護一体型	単独型	
概要		居宅において、「身体介護を伴うサービス」または「身体介護を伴わないサービス」が必要な方(サービス区分は老計第10号の例による。)		居宅において、「身体介護を伴わないサービス」が必要な方
		○介護事業所向けの「 介護一体型 」と、多様な主体の参入も想定した「 単独型 」を設定。 ○従量制を採用。 ○利用回数は週3回を上限とする。		
形態		指定		
人員	平成30年度末廃止	①管理者	介護一体型	単独型
		②訪問介護員等・従事者	常勤・専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
		常勤換算2.5+必要数 (国基準の訪問介護員を2.5以上+訪問型サービスAの提供にあたる従事者を必要数【介護福祉士、介護職員初任者研修修了者または区独自研修者等】) 区独自研修修了者は「身体介護を伴うサービス」に従事不可。	常勤換算1以上必要数 【介護福祉士、介護職員初任者研修修了者または区独自研修者等】	
③サービス提供責任者(訪問事業責任者)	○常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上【介護福祉士、実務者研修修了者等】 ○要介護者利用者にサ責が従事し、介護予防型訪問利用者に訪問事業責任者が従事する。 ○サ責は、「介護給付」の基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務可。	従事者のうち1人以上必要数【資格要件:従事者に同じ】		
設備		○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品		
運営		①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑤勤務体制の確保等(ハラスメントの防止) ⑥業務継続計画の策定等 ⑦感染症対策 ⑧虐待の防止 その他旧介護予防訪問介護(従前相当)の基準 等		
事業費単価等		サービス種類コード	A3(独自/定率)	
		事業費(基本報酬)	従量制	従量制
		身体介護を伴うサービス	身体介護を伴わないサービス	身体介護を伴わないサービス
		281単位/回	251単位/回	225単位/回
		加算	初回加算	200単位/月 (Ⅰ)100単位/月 (Ⅱ)200単位/月
		生活機能向上連携加算	処遇改善加算(Ⅰ)~(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 65~161単位/月 要支援2 129~322単位/月
特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 49~74単位/月 要支援2 99~148単位/月	なし		
※詳細はサービスコード参照	ベースアップ等支援加算	事業対象者・要支援1 28単位/月 要支援2 56単位/月		
自己負担	給付の負担割合			

「通所型サービス」の基準・単価 総括表（サービスA）

	従前相当 通所型サービス	多様なサービス			
		介護予防型通所（サービスA）			
		緩和した基準によるサービス			
対象		要支援1・2 及び 基本チェックリスト該当者（事業対象者）			
		介護一体型	単独型		
概要		施設において、機能訓練や食事・入浴などの支援が必要な方			
形態		指定			
人員	平成30年度末廃止		介護一体型	単独型	
		①管理者	常勤・専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	専従1以上 【「東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者」かつ「区独自研修修了者または通所介護事業所等の実務経験」】	
		②生活相談員	専従1以上	—	
		③看護職員	専従1以上	—	
		④介護職員	○利用者～15人：専従1以上 ○利用者16人～：専従1+利用者1人につき専従0.2以上 (ただし、介護予防型通所利用者には、上記基準に抵触しない範囲で単独型の基準適用可) *②又は④のうち1人以上は常勤 *定員10名以下の場合、③又は④を専従1以上	○利用者～15人：専従1以上 ○利用者16人～：専従1+利用者1人につき専従0.1以上	
⑤機能訓練指導員	1以上	—			
設備		①食堂・機能訓練室 3㎡×利用定員以上 ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	2、3㎡×利用定員以上		
運営		①従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従業者又は従業者であった者の秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑤勤務体制の確保等（ハラスメントの防止） ⑥業務継続計画の策定等 ⑦感染症対策 ⑧虐待の防止 ⑨認知症介護研修 その他旧介護予防通所介護（従前相当）に準じた基準 等			
事業費単価等		サービス種類コード	A7（独自/定率）		
			従量制	従量制	
	事業費 (基本報酬)	事業対象者・要支援1	253単位/回	222単位/回	
		要支援2	263単位/回	232単位/回	
	加算	生活機能向上グループ加算	250単位/月		
		運動器機能向上加算	370単位/月		
		処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）	要支援1	38～99単位/月	
			要支援2	79～202単位/月	
		特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）	要支援1	17～20単位/月	
			要支援2	34～41単位/月	
		ベースアップ等支援加算	要支援1	18単位/月	なし
			要支援2	38単位/月	
		その他従前相当サービス相当の加算 (令和3年度新設の科学的介護推進体制加算等を含む。)	国が定める単位数と同等		
入浴介助加算(区独自加算)		要支援1	40単位/回		
	要支援2	45単位/回			
※詳細はサービスコード参照 送迎加算(区独自加算)	要支援1	42単位/片道	事業対象者・要支援1 42単位/片道		
	要支援2	47単位/片道	要支援2 47単位/片道		
初回受入加算(区独自加算)	100単位/月		なし		
自己負担		給付の負担割合			

介護予防型通所単独型 管理者 資格要件

次の①または②のいずれかを満たす者

①「東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者※1」

かつ

「区独自研修修了者」（江東区介護スタッフ養成研修）

②「東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者※1」

かつ

「通所介護事業所等※2において介護に関する実務経験※3を通算で1年以上（勤務日数180日以上）有する者」

※1 「東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者」とは以下を指します。

医師
歯科医師
薬剤師
保健師
助産師
看護師
准看護師
臨床検査技師
理学療法士
作業療法士
社会福祉士
介護福祉士
歯科衛生士
精神保健福祉士
言語聴覚士
あん摩マッサージ指圧師
はり師・きゅう師
柔道整復師
栄養士
介護支援専門員
健康運動指導士
介護職員基礎研修課程修了者
訪問介護員2級以上で実務経験2年以上
実務者研修修了者
初任者研修修了者で実務経験2年以上

※2 「通所介護事業所等」とは以下を指します。

通所介護（地域密着型通所介護）事業所
通所リハビリテーション事業所
短期入所療養介護・短期入所生活介護事業所
特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設
地域密着型通所介護事業所
認知症対応型通所介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに係る実務経験は除く）
認知症対応型共同生活介護事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設）
地域密着型介護老人福祉施設
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所

※3 「介護に関する実務経験」とは以下を指します。

利用者の処遇に直接関わる職種として勤務した経験を指す。
利用者の処遇に直接関わらない、管理者業務、送迎業務、調理業務、清掃業務等については、当該実務経験には算入不可。